主

検察官及び被告人A1、同A2の本件各控訴を棄却する。

原判決中被告人A3、同A4、同A5、同A6、同A7に対する部分を破棄する。

被告人A3を懲役二年に、被告人A4、同A5、同A6、同A7を各懲役一年に処する。

原審における未決勾留日数中被告人A3、同A4、同A5に対してはいずれも百三十日を、被告人A6、同A7に対してはいずれも百日を、右各本刑に算入する。

被告人A3、同A4、同A5、同A6、同A7に対し、いずれもこの裁判確定の日から五年間右各刑の執行を猶予する。

(訴訟費用の負担省略)

理由

本件各控訴の趣意は、東京高等検察庁検事吉岡述直提出の東京地方検察庁検事正代理検事田中万一作成名義、被告人A3、同A4、同A5、同A1、同A6、同A7、同A2の弁護人福田力之助、同守屋典郎、同青柳盛雄、同柴田睦夫共同作成名義の第一、第二、右弁護人青柳盛雄、同福田力之助、同守屋典郎共同作成名義、被告人A3、同A4、同A5、同A1、同A6、同A7、同A2各作成名義の各控訴趣意書記載のとおりであつて、右検察官の控訴趣意に対する答弁は、被告人A8作成名義の抗弁書と題する書面、及び被告人A9作成名義の昭和三十年十月十五日附、同年同月十八日附各控訴趣意書に対する被告人抗弁書と題する二通の書面にそれぞれ記載してあるとおりであるから、これらをここに引用し、これに対して次のとおり判断する。

検察官の控訴趣意について。

被告人A10、同A8、同A9の三名に対する本件各公訴事実の要旨は、被告人 らは、いずれも昭和二十七年五月三十日午後七時十分ごろ、東京都板橋区ab丁目 c番地B1株式会社寮庭に開かれた破防法粉砕けつき大会と称する会合に約三百名 と共に参加し、右大会において、「警官の武装解除」その他のスローガンを決議した後、同日午後七時三十分ごろ、一部指導者の「行動に移れ」という号令に従つて、同所から無許可集団示威行進に移り、手に手に薪棒、石、ナツト等を所持し、スクラムを組み、労働歌を唱つて行進し、同日午後七時四十分ごろ、同区 8 十丁目 四十一番地板橋警察署岩之坂上巡査派出所前に至つた。その際、被告人らは、他の 参加者と共謀の上、そのころから同日午後八時十分ごろまでの間にわたり、同派出 所前に一列横隊に整列し同所を警備していた板橋警察署勤務巡査部長С1ら十一名 所前に一列傾隊に登列し向所を言偏していた板橋書祭者勤務巡査部長してられたの警察職員に対し、包囲態勢を執つて多衆の威力を示し、かつ口々に、「今度こそはきさまらをやつつけるぞ。」「D1の犬め。」「殺してやるぞ。」「武装を解いる。」「武器を捨てろ。」等と怒号して、前記警察職員の身体に危害を加える、き気勢を示して脅迫した上、更に、同人らに石、薪棒、硫酸ビン等を投げつけて全治前記C1部長らの右公務の執行を妨害し、かつ、右暴行に因り、同人らに対し全治一週間ないし十日間を要する頭部挫創等の傷害を負わしめたものである。というにあるところ、原判決が、これを認めるに足る犯罪の証明が十分でないとして、刑事が込法第三百三十六条に則り、いずれも無罪の言渡をしていることは、所論のとなる。 りである。しかるに、所論は、右各公訴事実は、原裁判所で取り調べた証拠によつ ていずれもその証明が十分であるから、原判決は、事実を誤認したものであつて、 その誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかである旨主張するにより、審究する に、原審で取り調べた関係証拠を総合するときは、右被告人三名に対する各公訴事 実中、同被告人らが、いずれも昭和二十七年五月三十日午後七時十分ごろ、東京都 板橋区ab丁目c番地所在B1株式会社寮庭において開催された破防法粉砕総けつ き大会と称する会合に約三百名と共に参加したこと、同大会において、「警察官の 武装解除」その他のスローガンを掲げた宣言文が朗読されたこと、右大会終了後、 一部指導者の「これより直ちに行動に移る。」旨の指示号令により、四列縦隊の隊形をもつて、スクラムを組み、労働歌をうたいながら、同所から同区 a 十丁目四十一番地所在板橋警察署岩之坂上巡査派出所方面に向つて無許可集団示威行進を開始 (以下この集団をデモ隊と称する。) ある者は、会場出口附近において、あら かじめ用意された薪棒の交付を受けてこれを携え、ある者は、途中路上の石を拾つ て所持し、ある者は、既に鉄棒様の物を準備携行するなど、それぞれ武器を携えて 同日午後七時四十分ごろ、前記岩之坂上巡査派出所前にさしかかつたこと、その 際、右のような不穏な状勢から、同巡査派出所がこれらデモ隊員らによつて襲撃さ

所論の主張する同被告人がE1E2作業所の元工員で、本件の直前、同作業所を懲戒免職となつたものであること、同被告人が、昭和二十七年五月三十日午後七時十分ごろ、前掲破防法粉砕総けつき大会に出席した際、その演壇に立ち、「愛労のF1、F2を倒せ。」という趣旨の演説をした事実は、いずれも所論列挙の証拠によつてこれを認め得られない訳ではないが、このような事実があつたからとて、これをもつて、直ちに派出所前における共謀に加担した証拠とすることはできない。次に、同被告人が、右派出所前において、前示暴行脅迫の行われた際、薪を持つた大大・「下降告におり、

被告人A8について。

のデモ隊員と意思を通じ、大衆の威力を示して警官隊を脅迫していたのであるから、A3らの所為につき公務執行妨害、傷害罪の成立が認め得られる以上、被告人A8、同A9、同A10についても、同罪の成立を認め得るものといわなければならない旨主張するのであるが、なるほど、前示B1株式会社寮庭に開かれた集会、及びこれに引続き行われた集団示威行進が無届のものであつて、被告人A8(被告

人A9、同A10も同様)らか、当日五、三〇紀念日のため、警察においても警戒 態勢に入つていたことを知つており、デモ行進に移つた直後、他人より薪をもらい 受け、デモ行進中警察官から無届行進の廉により解散を命ぜられ、デモ隊と警察官 との間に衝突が起きた場合に、これを揮つてその警察官に立ち向い、その公務の執 行を妨害しようとする意図の下に右薪を携帯していたものであることは、記録上こ れをうかがい得られない訳ではないけれども、原判決挙示の証拠に徴するときは、 本件暴行脅迫が開示されたときの情況は、全く右とことなり、警察官側においては、デモ行進に対し、無届行進の廉により解散を命じたこともなく、いささかも干渉がましい言動に出なかつたにもかかわらず、突如として、デモ隊員らによつて包囲隊形がとられ、デモ隊員中の多数の者から暴行脅迫が行われるに至つたものであ ることが認め得られるのであるから、たとえ、被告人A8が他人より薪棒をもらい 受けて携えていた意図が、右所論のとおりであつたとしても、その予期した場合と 異る事態が発生したものであるから、単に、所論のような同人が右暴行脅迫の行わ れた当時、薪を携帯したままその場にいて、積極的に他人の犯行を阻止したり、消極的に薪を棄ててその場から逃げ出すようなことをしなかつたとの一事によつて、同被告人が他の暴行脅迫者らと互に相呼応し相協力して、デモ隊に対しなんらの干したが、 渉もしなかつた警備警察官の公務の執行を妨害する意図の下に同警察官に対し暴行 脅迫を加えようとする意思の発現があつたものと認めることは、いささか無理であ るといわなければならない。ところが所論は、この点の証拠として、特に、証人G 1の原審公廷における証言及び同人の検察官に対する供述調書を援用し、これによ れば、被告人A8が特に顕著に暴行脅迫の実行者の一人であるか、少くとも、他の 暴行脅迫者と意思を通じ、相協力して行動した者であることが情況上明らかである 旨主張するのであるが、なるほど、右G1の検察官に対する供述調書中所論の援用 する部分の供述記載によれば、同被告人の派出所前における行動に多分の疑惑の存 することは、否定できないけれども、しかし、これによつてもなお、右派出所前に おける同被告人の個別的、具体的行動を十分明らかにし得ないのであるから、同被 告人が右派出所前において他の暴行脅迫者らと共謀してこれに加担したとの本件公 訴事実については、結局、これを確認すべき犯罪の証明がないことに帰するものと いわなければならない。

二、被告人A10について。

所論の主張する同被告人が、昭和二十七年五月三十日当時顔面に絆創膏を貼り 友人H1と共に、上野駅前で、被告人A9及びI高校生らと落ち合い、共に前示集 会並びにデモ行進に参加するため、B3の会場に至り、これら行事に参加した事 実、被告人A10が、上野駅前に落ち合つた際、既に、警察官と衝突することのあ るべきを予想し、その所持品を同駅附近の知人方に預け、かつ、救護用として指頭 消毒器等を携帯した事実、デモ隊が集団行進を開始した際、同被告人が武装しろという声を聞くと共に、皆が薪を手にしているのを見て、同被告人も行進中周囲の者に対し、「石を拾つてくれ。」と依頼し、G2が二、三個の石を路上から拾つて渡したところ、同被告人がこれを携えて前示派出所前に至った事実、並びに同被告人 が、派出所前における暴行脅迫等の終了した後、J1薬局で、脱脂綿を買い求め、 かつ、負傷者の手当看護をした事実等は、いずれも所論の挙げている証拠によつてこれを肯認することができるけれども、これらの事実のみによつては、直ちに前記 派出所前における同被告人の共謀の点までをも推認することはできないものといわなければならない。所論は、同被告人が、右派出所前において、他の集団的暴行脅迫を敢行したデモ隊員らと協同して暴行脅迫行為をなした事実の証拠として、G2の検察官に対する昭和二十七年六月十七日附、同年七月二十三日附各供述調書、証 人G2の原審公廷における証言等を援用しているのであつて、これらの証拠による と、同被告人が、派出所前において、他のデモ隊員らと共に、「税金泥棒」等の悪 口雑言を警察官らに浴せていたような疑が存するのであるし、また、所論は、前示 のような同被告人が上野駅前集合時において、既に、警察官との衝突を予期して、 所持品を預け、救護用具を用意して来たこと、行進途中において石塊を携行したこと、暴行終了後、J1薬局内において、負傷者の手当看護をしたこと等の諸事実を 総合すれば、同被告人にも、前示派出所前における共謀に加担した事実が認められ る旨主張するのであるが、しかし、同被告人においても、本件デモ行進が無届のも のであることを知つていたため、警察官から解散を命ぜられるような場合があるか も知れぬと考え、所持品を他に預けたり、行進の途中で石塊を拾うような行動に出 たものと認め得られる点については、前述の被告人A8の場合と同様であること が、記録上窺われるのであつて、従つて、被告人A10が、右石塊を持つたまま、

三、 被告人A9について。

以上の次第であつて、被告人A8、同A10、同A9に対する本件各公訴事実は、原審で取り調べた証拠によつては、いずれもこれを確認することができないのであるから、原判決が、これを認めるに足りる犯罪の証明が十分でないとの理由により、同被告人ら三名に対し無罪の言渡をしたことは、相当であつて、記録を精査し、当審における事実取調の結果をも総合して、検討考察してみても、原審の認定を覆すに足りるものを発見することができないから、検察官の論旨はすべてその理由がない。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 中西要一 判事 山田要治 判事 石井謹吾)